

仕 様 書

1 件名

広島市立広島市民病院酸素濃縮装置等賃貸借（新規患者分）（単価契約）

2 契約対象物件（以下「物件」という。）及び設置場所

契約対象物件	設置場所
酸素濃縮装置（設置型）	使用者宅等
酸素濃縮装置（携帯型）	
携帯用酸素ボンベ	
呼吸同調式デマンドバルブ	
在宅酸素療法材料	
パルスオキシメーター	
パルスオキシメーター 6歳未満乳幼児用	

3 契約対象物件の仕様

- （1）この仕様書における酸素濃縮装置とは次のものをいう。
 - ① 慢性呼吸不全の患者に対し、在宅酸素療法を実施できるもの。
 - ② 酸素の流量、酸素濃度が設定数値を下回った時、自動的に調整されること。または、自動調整できない場合は警報機能があること。
 - ③ 診療報酬〔C103 在宅酸素療法指導管理料〕が算定できるもの。
- （2）使用済みの物件を再使用して貸与する場合は、賃貸人は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行ったうえで貸与するものとする。
- （3）小児患者に在宅酸素療法材料（鼻カニューレ等）を支給する場合は、小児患者は成人に比べ鼻孔が小さいため、賃貸人は、患者の状態に最適のものを支給するものとする。
- （4）小児患者にパルスオキシメーターを貸し出す場合は、小児患者は血管が特に細いため、賃貸人は、患者の状態に最適のものを貸与するものとする。
- （5）24時間体制で、患者やその家族等からの緊急連絡（国内旅行・外泊の場合を含む。）に対応（留守番電話やFAX対応は不可）するものとする。
- （6）物件の故障等が発生し、至急対応が必要な場合には、使用者宅を訪問して対応するものとする。
- （7）旅行・外泊中の対応については、賃貸人は、使用者に物件貸与時及び使用者から旅行・外泊する旨の申し出があった時には、サポート体制、物件の取扱等について説明するものとする。

- (8) 災害時（地震は該当地域で震度5以上を観測したとき。気象等に関する特別警報レベル4が発令されたとき）の対応については24時間体制で次に掲げる内容で行うものとする。
- ① 在宅酸素療法に使用する機器の状態と酸素残量について、直ちに患者宅へ電話等で問い合わせ、患者やその家族等と連絡をとり、実態の把握に努めること。
 - ② 患者が避難所等へ避難したときは、避難所でも在宅酸素療法が可能（ポータブル機器の貸し出し等）なように対応すること。
 - ③ 在宅酸素療法に使用する機器や、貸し出し先等に変更が生じた場合は、貸借人へ報告すること。
- (9) 貸借人が診療に用いるために必要とする契約対象物件の使用状況データなどを記録できる機能がある機器を賃貸借し使用している場合は、当該契約の範囲内（経費を賃貸借料に含めている場合）で医師の求めに応じ、患者が使用している機器から各種メディアにコピー若しくはダウンロードして回収・提供すること。
- (10) 原則、酸素濃縮装置については「設置型」と「携帯型」どちらか1台のみの貸し出しとし、2台目を貸し出した場合には、賃貸人がその費用を負担すること。

4 物件の発注

物件の発注は、貸借人が指示書を賃貸人に提示することにより行うものとする。

5 物件の引渡し等

- (1) 賃貸人は、物件の引渡しに当たっては、次の事項について責任をもって行うものとする。
- ① 貸借人が指示した引渡期日及び場所に物件を搬入し、使用者が使用できる状態に調整を完了し使用者に引き渡すこと。ただし、天災地変等の事情により引渡しが遅延した場合には、この限りではない。
 - ② 使用者に、物件の取扱方法及び広島市立広島市民病院での定期的な受診が必要であることを説明すること。
 - ③ 使用者に故障時等の対応を説明すること。
- (2) 賃貸人は、前項の作業が終了すると、物件の貸与報告書を作成し、使用者の確認を得たうえで、貸借人に提出すること。この報告書の提出をもって物件の引渡し完了したものとし、また、賃貸人は、その写しを保管しておくこと。
- (3) 貸借人は、使用者が、主治医の処方及び別途賃貸人が使用者に手交する物件の取扱説明書に従い、正しく使用するよう指導するものとする。

6 物件の保守・点検等

- (1) 賃貸人は、少なくとも6ヶ月に1回、賃貸人の負担において物件の点検及び部品交換等を行い、物件を常に良好な状態に保たなければならない。
- (2) 賃貸人は、使用者の使用する携帯用酸素ポンベの酸素について、使用者が指定した日時に詰め替え及び配送を行うものとする。ただし、貸借人にあらかじめ通知して承諾を得た場合は、詰め替え及び配送を第三者に行わせることができる。
- (3) 24時間体制で故障等の緊急時の問い合わせに対応するものとする。
- (4) 修理費・部品費・出張費用等は全て賃貸人の負担とする。

- (5) 物件の故障時に患者宅での修理不能な場合には、正常な代替機器へ交換して対応するものとする。

7 使用者宅への立ち入り等

- (1) 賃貸人は、従業員が搬入、点検等のために使用者宅等に立ち入る場合は、あらかじめ貸借人及び使用者の同意を得るものとする。ただし、緊急時等であらかじめ同意を得ることが困難な場合は、使用者の同意のみとする。
- (2) この場合、賃貸人の従業員は賃貸人が発行する身分証明書を、貸借人や使用者の求めで提示しなければならない。

8 請求及び支払い

- (1) 賃貸人は、毎月月末に使用者の物件使用等を確認したのち、貸借人に対して報告書及び適法な支払請求書をもって賃貸借料の請求を行うものとする。
- (2) 貸借人が賃貸人に対して支払う賃貸借料の月額、契約対象物件ごとの賃貸借料（月額単価）に当該月の使用台数を乗じて得た額を合算した額とする。

9 その他

- (1) 賃貸人は、医師が患者やその家族等に対し、在宅医療についての指導及び医療機器の説明を行う際に、医師の求めに応じて、在宅における医療機器の適正使用及び安全使用の確保を目的とする補足説明を行うことができるものとする。
- (2) 賃貸人は、医師の求めに応じて、レンタルの仕組み、サービス提供体制、消耗品の発注方法及びお手入れ方法等について補助的に説明を行うことができるものとする。
- (3) 賃貸人は、医師の求めに応じて、使用状況データなどを機器からコピー等を行い貸借人に提供する際に患者の求めに応じて補助的に説明を行うことができるものとする。
- (4) 使用者の体調その他、病状の変化により医師が契約対象物件を変更すると判断した場合は、年度中途であっても契約解除する場合がある。
- (5) 使用者の体調その他、病状の変化により医師が他契約の対象物件から本契約対象物件へ変更すると判断した場合は、月途中でであっても追加で対応を依頼する場合がある。
- (6) 仕様書に記載されていない業務等が発生した場合、貸借人賃貸人で協議を行い合意のうえで決定するものとする。また、決定の際には、変更契約若しくは覚書を交わすなどの処理を行うものとする。